



**平成20年度税制改正大綱**

(自由民主党・公明党案) 一部  
平成19年12月13日 決定、公表した  
—事業承継税制—

▶取引相場のない株主等に係る相続税の納税猶予制度

1. 事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株主等に係る相続税の納税猶予制度」を創設した。

- (1) 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。
- (2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続等とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等を相続等とした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。
- (3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額を免除する。
- (4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で、猶予税額の全額を納付する。
- (5) 上記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。
- (6) 上記(4)又は(5)により、猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。